



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆『国民健康保険』からのお願い！

疲れなどによる肩こりなどのマッサージには保険は使えません。



柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用になる方に、国民健康保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師は『医師』ではないため、施術の行為が限定されており、また保険証を利用するためには、一定の条件を満たすことが必要となりますので、ご注意ください。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方



○保険証が利用できるとき

- ・外傷性のねんざ、打撲（スポーツでのねんざなど） ・挫傷（肉ばなれなど）
- ・骨折、脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）



○保険証が利用できないとき ⇒ 全額自己負担となります

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニアなど）による凝りや痛み
- ・症状の改善が見られない長期の施術
- ・スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付）



○施術を受けるときの注意！



- ・負傷原因を正確に伝えてください。（いつ・どこで・何をして・どんな症状であるか）
- ・病院での治療と重複はできません。（同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。（内科的要因も考えられるため）
- ・療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。（負傷原因、負傷名、日数、金額などの確認）

★大崎町の柔道整復師療養費

	件数	費用額	保険者負担	自己負担	他法負担
平成26年4月診療	110件	689,689円	504,398円	163,656円	21,635円

大崎町の医療費

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成26年9月	4,257人	193人	4,450人
	平成25年9月	4,419人	233人	4,652人
医療費総額	平成26年9月	157,781,159円	5,104,518円	162,885,677円
	平成25年9月	127,055,049円	4,959,508円	132,014,557円

区分	診療年月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成26年9月	37,064円	26,448円	36,604円
	平成25年9月	28,752円	21,285円	28,378円